

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">任 意 提 出 書</p>				
<p>(所 属) 司法</p>		<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">殿</p>		
<p style="text-align: center;">住居</p> <p style="text-align: center;">職業</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>		<p style="text-align: right;">電話</p> <p style="text-align: right;">(歳) ㊟</p>		
<p style="text-align: center;">の要請に係る共助事件につき、下記物件を任意に提出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。</p>				
<p>提 出 物 件</p>				
番 号	品 名	数 量	提出者処分意見	備 考

- 注意
- 1 共助の要請に関し、任意に提出された物件を領置する場合には、提出者から本書を徴すること。
 - 2 還付不要の物件には、提出者処分意見欄に必ず「所有権を放棄する。」旨明記させること。
 - 3 物件が電磁的記録に係る記録媒体であり、提出者が記録媒体の所有者でない場合において、電磁的記録について所有に属するものとみなされる権利（刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第1条の2参照）が提出者に帰属し、提出者が同権利を放棄する意思を表明したときは、提出者処分意見欄に、必ず、記録媒体の処分意見を明記させた上、「電磁的記録についての権利を放棄する。」旨明記させること。

(用紙 日本産業規格A4)